

居宅介護支援事業所重要事項説明書 [令和 6 年 4 月 1 日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0848-36-6800 (24時間連絡がとれるようにしております)

担 当 管理者 岡田 亮 ※ご不明な点は、何でもご相談ください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	(事業所名) あけぼの居宅介護支援事業所
所在地	(住所) 尾道市御調町丸門田446番地1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 3471100952
サービスを提供する 実施地域	(地域名) 尾道市(御調町・木ノ庄町・美ノ郷町本郷及び中野) 三原市(八幡町) 府中市(三郎丸町、河南町) 世羅郡世羅町(宇津戸) ※ただしケース毎に相談に応じます。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 5名 (常勤兼務1名 常勤専従3名、非常勤専従1名)

(3) 営業時間 月～土曜日 8時30分～17時30分

(休業 12月31日～1月3日)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

・ご利用相談窓口

窓口担当者 管理者 岡田 亮 必要に応じ面接させていただきます。

ご利用日 月曜日～土曜日 時間 8:30～17:30まで

Tel (0848) 36-6800 fax (0848) 77-0278

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村及び広島県国保連合会等に苦情を伝えることができます。

尾道市高齢者福祉課 介護保険係 0848-38-9440

三原市高齢者福祉課 介護保険係 0848-67-6240

広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 082-554-0783

5. サービス利用料及び利用者負担

【居宅介護支援費 I】

	(I) 取扱い件数 45 件未満	(II) 取扱い件数 45 件以上 60 件未満	(III) 取扱い件数 60 件以上
要介護 1・2	10, 860 円/月	5, 440 円/月	3, 260 円/月
要介護 3・4・5	14, 411 円/月	7, 040 円/月	4, 220 円/月

【加算】

初回加算	① 新規に居宅サービス計画を作成した場合 ② 要支援者が、介護認定を受けた場合 ③ 要介護状態区分が 2 区分以上変更となった場合	3, 000 円 / 該当月
特定事業所加算 II	本事業所が介護保険法で定める基準に適合している場合	4, 210 円 / 毎月
通院時情報 連携加算	・利用者 1 人につき、1 月に 1 回の算定を限度とする ・利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、 医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境 等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用 者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービ ス計画に記録した場合	500 円/月
入院時情報連携加算 (I) (II)	(I) 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院 又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供をし ている事 ※ 入院日以前の情報提供を含む ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入 院日の翌日を含む (II) 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院 又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供をし ている事 ※ 営業終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	(I) 2, 500 円/該当月 (II) 2, 000 円/該当月
退院・退所加算	医療機関・介護保険施設等を退院・退所の際、その施設の職員等に面談を行い、当該利 用者に関する情報提供を受けた上で居宅サービス計画の作成やサービス調整を行った場 合 入院又は入所期間中に 1 回が限度	
	カンファレンス以外の方法で医療 施設より情報提供を 1 回受ける。	4, 500 円/該当月
	必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受ける	6, 000 円/該当月
	カンファレンス以外の方法で医療 施設より情報提供を 2 回受ける。	6, 000 円/該当月
	情報提供を 2 回受けており、うち 2 回はカンファレンスに よるもの	7, 500 円/該当月
	情報提供を 3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファ レンスによるもの	9, 000 円/該当月

緊急時等居宅カンファレンス加算	医療機関の求めにより、その職員と共に利用者の居宅を訪問してカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合1ヵ月につき2回まで算定します。	2,000円/該当月 1回につき
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケア方針に関する当該利用者又はその家族の把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又は家族の同意を得て、居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合。 ※ 看取り期に、退院時等でケアマネジメント業務を行ったものの利用者が死亡によりサービスに至らなかった場合、必要なマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。	4,000円/該当月
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	対象となる利用者 ・当該居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の又は同一の建物に居住する利用者 ・当該居宅介護支援事業所における1月当たり利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者	所定単位数の95%を算定

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を超える地域に訪問・出張する場合には、その交通費（実費又は自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域の境界線から路地1km当たり20円を実費として徴収する。

6. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援事業所等の事故の発生した場合は、市町村、利用者家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、指定居宅介護支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。 ※ 当事業所は、損害賠償保険(任意保険)に加入しています。

7. 虐待、身体拘束等の適正化の推進

当該事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待、身体拘束防止のために必要な措置をとります。

- (1) 虐待防止に関する責任者 管理者： 岡田 亮
- (2) 虐待、身体拘束を防止する対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 従業者に対する虐待、身体拘束防止を啓発・普及するために研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に報告します。

8. 衛生管理について

- ・介護支援専門員の清潔及び保存及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ・事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、対策委員会の開催、従業員に対する研修および訓練を定期的に開催します。

9. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、「業務継続計画」を策定し、必要な措置を講じます。

10. 秘密の保持及び個人情報保護について

- ・利用者又はその家族の個人情報については、「個人の情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- ・サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由がなく第3者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・従業員が、業務知り得た利用者又は家族の秘密を保持すること、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約を交わしています。

11. 当法人の概要

法人名称 有限会社 上西 代表取締役 上西雄士

法人住所 尾道市御調町丸門田4 4 6 番地1

事業内容 居宅介護支援事業・訪問介護事業・通所介護事業・高齢者住宅事業
地方自治体（市区町村）からの介護被保険者認定調査業務の受託

(付属別紙)

サービス提供の標準的な流れ

